

公益社団法人全国労働基準関係団体連合会 役員の報酬等並びに費用に関する規程

昭和63年4月1日

規程第5号

(途中改正省略)

最終改正 平成31年4月1日

公益社団法人全国労働基準関係団体連合会（以下「全基連」という。）定款（以下「定款」という。）第19条の規定に基づき、全基連役員の報酬等並びに費用に関する規程を次のように定める。

(目的)

第1条 この規程は、定款第19条の規定に基づき、役員の報酬等並びに費用の弁償について定めるとともに、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号。以下「認定法」という。）の規定に照らし、その妥当性と透明性を確保するために定める。

(定義)

第1条の2 この規程で用いる用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、全基連本部に勤務する専務理事及び常務理事をいう。
- (3) 非常勤役員とは、前号に掲げる以外の理事及び監事をいう。
- (4) 報酬等とは、認定法第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいい、費用を除く。
- (5) 費用とは、役員が全基連の業務遂行に伴い発生する通勤手当、交通費、旅費（日当及び宿泊費を含む。）及び手数料等の実費をいう。

(報酬等の種類及び費用の弁償)

第2条 常勤役員には、次の各号に規定する報酬等を支給することができる。

- (1) 本 俸
- (2) 特別地域手当

(3) 特別手当

- 2 常勤役員には、通勤手当を支給することができる。
- 3 常勤役員が全基連の業務を遂行することに伴い発生する費用は、本人からの請求に基づき、事前又は事後にこれを実費弁償する。

(報酬等の支給)

第3条 常勤役員の報酬等は、法令に基づき、その常勤役員の報酬等から控除すべきものを控除し、その残額を通貨で直接常勤役員に支給する。ただし、常勤役員の同意を得た場合は、常勤役員の指定する本人名義の預貯金口座に振り込むことができる。

(報酬及び通勤手当の支給日)

第4条 常勤役員の報酬及び通勤手当（特別手当及び支給単位期間（第8条の2第6項に規定する支給単位期間をいう。）が1箇月を超える通勤手当を除く。）の支給日は、毎月16日とする。ただし、16日が土曜日に当たるときは15日（その日が休日に当たるときは18日）、16日が日曜日又は休日に当たるときは17日（17日が休日に当たるときは18日）に支給する。

(常勤役員の本俸の月額)

第5条 常勤役員の本俸の月額は、別表の常勤役員俸給表に定めるとおりとし、会長が理事会の承認を得て決定する。

(特別地域手当)

第6条 常勤役員の特別地域手当の月額は、本俸の月額に100分の18を乗じて得た額（1円未満の端数は切り捨てる。）とする。

(本俸の日割計算)

- 第7条 新たに常勤役員になった者には、その日から本俸を支給する。
- 2 常勤役員が退任し、又は死亡したときは、その日まで本俸を支給する。
 - 3 前2項の規定により本俸を支給する場合であって、月の初日から支給するとき以外のとき又は月の末日まで支給するとき以外のときの本俸の額は、その月の現日数から休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割によって計算（1年未満の端数は切り上げる。）する。

(特別手当)

第8条 特別手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）に在任する常勤役員並びに基準日前1箇月以内に退任し、又は死亡した常勤役員に支給する。

2 特別手当の支給日は、基準日が6月1日の特別手当にあつては6月30日、基準日が12月1日の特別手当にあつては12月10日とする。ただし、支給日が日曜日に当たるときは支給日の前々日とし、支給日が土曜日に当たるときは支給日の前日とする。

3 第1項の規定にかかわらず、基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に、定款第18条の規定に基づき解任された常勤役員（心身の故障のため職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないと認められたため解任された常勤役員を除く。）には、当該基準日に係る特別手当は、これを支給しない。

4 特別手当の額は、常勤役員が受けるべき本俸及び特別地域手当の月額並びに本俸の月額に100分の25を乗じて得た額並びに本俸及び特別地域手当の月額の合計額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合においては100分の27.55、12月に支給する場合においては100分の31.35を乗じて得た額を基礎として、基準日以前6箇月以内の期間における常勤役員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1) 6箇月	100分の100
(2) 5箇月以上6箇月未満	100分の80
(3) 3箇月以上5箇月未満	100分の60
(4) 3箇月未満	100分の30

5 前項の場合において、特別地域手当の月額、本俸の月額に100分の25を乗じて得た額、本俸及び特別地域手当の月額の合計額に100分の20を乗じて得た額並びに特別手当の額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(通勤手当)

第8条の2 通勤手当は、通勤のため交通機関等を利用する常勤役員（通勤距離が片道2キロメートル未満である者は除く。）に対し、支給単位期間につき、別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額

に相当する額（以下この項において「運賃等相当額」という。）を支給する。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下この項において「1箇月当たりの運賃等相当額」という。）が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）とする。

- 2 通勤手当は、支給単位期間（別に定める通勤手当にあつては、別に定める期間）に係る最初の月の給与の支給日に支給する。
- 3 通勤手当の支給は、常勤役員が新たに第1項の常勤役員たる要件を具備した場合においてはその日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、通勤手当を支給されている常勤役員が退任し、又は死亡した場合においては、退任し、又は死亡した日、通勤手当を支給されている常勤役員が第1項の常勤役員たる要件を欠いた場合においてはその事実の生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終了する。ただし、通勤手当の支給の開始については、その届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後になされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。
- 4 通勤手当は、これを受けている常勤役員にその額を変更すべき事実が生じた場合においては、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から支給額を改定する。前項ただし書の規定は、通勤手当の額を増額して改定する場合における支給額の改定について準用する。
- 5 通勤手当を支給される常勤役員につき、退任その他の別に定める事由が生じた場合には、当該常勤役員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して別に定める額を返納させるものとする。
- 6 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として別に定める期間（自動車等に係る通勤手当にあつては、1箇月）をいう。

（非常勤役員の報酬等及び費用の弁償）

第9条 非常勤役員には、報酬等はこれを支給しない。

- 2 非常勤役員が全基連の業務を遂行することに伴い発生する費用は、本人からの

請求に基づき、事前又は事後にこれを実費弁償する。

(公 表)

第10条 全基連は、この規程をもって認定法第20条第1項に定める報酬等の支給の基準とし、同法同条第2項に基づきこれを公表する。

(実施に関し必要な事項)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の承認を得て、会長が別にこれを定める。

附 則 (平成25年4月1日規程第6号)

この規程は、公益社団法人の設立の登記の日から適用する。

附 則 (平成31年3月26日 規程第2019032603号)

この規程は、平成31年4月1日から適用する。

別 表 常勤役員俸給表（第5条関係）

号 俸	本俸月額（単位：円）
1	4 2 2, 0 0 0
2	4 4 8, 0 0 0
3	4 7 4, 0 0 0
4	5 0 0, 0 0 0
5	5 3 6, 0 0 0

号 俸	本俸月額（単位：円）
6	5 7 2, 0 0 0
7	6 0 8, 0 0 0
8	6 6 4, 0 0 0
9	7 2 0, 0 0 0
10	7 7 6, 0 0 0